記載例は、会社住所を変更し、主任電気工事士を変更した場合
・変更事項が複数ある場合は、本様式にまとめて記載してよい。
・添付書類は、各変更に必要な書類を添付。重複する書類は1部のみの添付でよい。

様式第11（第７条）

登録事項等変更届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和　6　年　4月　1日

福岡県知事　殿

〒 812 － 8577

住　所　福岡市博多区博多駅前3丁目0-0
〔TEL（ 092）－ 643－ 3439 〕

氏名又は名称　福岡　次郎

法人にあっては代表者の氏名　　印鑑不要

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１０条第１項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

令和3年9月3日　福岡県知事登録第0000000号

２　変更事項の内容

変更項目を記載すること。
「住所」「営業所住所」「屋号」「会社名」
「代表者」「主任電気工事士」「電気工事の種類」など

従　前　の　内　容	変　更　後　の　内　容
①所在地：福岡市博多区東公園7-7 ②主任電気工事士：福岡　太郎	①所在地：福岡市博多区博多駅前3丁目0-0 ②主任電気工事士：福岡　次郎

変更内容のみ記載。複数事項を記載可。
その場合、重複添付書類については省略可。

３　変更の年月日

令和 6年 4月 1日

４　変更の理由

相続に伴う変更

記載例では、
C1（住所･営業所変更）、
C7（主任電気工事士の変更）、を同時に行う。
変更内容は様式11（変更届出書）に1枚にまとめている。
また、添付書類のうち、登録電気工事業登録証は重複しているため、
1部のみ添付）

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。

３　登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

日中連絡の取れる連絡先
－　　－

様式第６（第６条）

登録電気工事業者承継届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和　6　年　4月　1日

福岡県知事　殿

記載例は、事業継承の場合。
法人化の場合は、「承継の原因」が「会社設立に伴う法人化のため」となる。

住　所　福岡市博多区博多駅前3丁目0-0
〔TEL（ 092 ）－ 643 － 0000 〕

氏名又は名称　福岡　次郎　　印鑑不要

法人にあっては代表者の氏名

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第９条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	事業を相続したため
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	令和3年9月3日　福岡県知事登録第0000000号　譲り渡す人の番号
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	令和3年9月3日　福岡県知事登録第0000000号　譲り受ける人の番号
被承継者に関する登録証の添付の有無	（有）・　無

・元々、電気工事業を行っており、今回さらに事業を承継する場合は、自分が持っている元々の番号を記載。
・元は電気工事業を行っておらず、今回、承継して新規に開始する場合は、譲り受ける番号を記載。

（備考）
１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。

記載例は、
福岡太郎が死去し、次郎に相続する場合。その他相続人として、三郎と四郎がいる。

様式第９（第６条）

登録電気工事業者相続同意証明書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和　6　年　4月　1日

福岡県知事　殿

住　所　福岡市博多区東公園7-7
〔TEL（　092）－　643－　3439　〕

証明者
氏　名　福岡　三郎
福岡　四郎　印

事業承継者以外の相続人全員が記名捺印すること。↑

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1　被相続人の氏名及び住所

福岡　太郎　　福岡市博多区東公園7-7

2　登録の年月日及び登録番号

令和3年9月3日　福岡県知事登録第0000000号

3　登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所

福岡　次郎　　福岡市博多区博多駅前3丁目0-0

4　相続開始の年月日

令和 6年 4月 1日

（備考）

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　証明者の項は、登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名捺印すること。

3　×印の項は、記載しないこと。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【添付書類】施行規則２－２－１

（個人）

誓　　約　　書

令和　6年　4 月　1日

提出日

福岡県知事　殿

自著の必要はないが、
申請者が誓約すること

住所　福岡市博多区東公園7-7

登録申請者

氏名　福岡　次郎　　押印不要

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約いたします。

法6条　（登録の拒否）
以下に該当するものは、登録を拒否しなければならない
・電気工事士法、電気用品安全法違反から2年を経過していない
・登録の取り消し処分から2年を経過していない
・登録の取り消し処分の時役員で、2年を経過していない
　　・
　　・
　　・
等。詳しくは法文を参照